

桐生市長

荒 木 恵 司 様

## 農 林 振 興 に 関 す る 提 言 書

桐生市議会経済建設委員会



はじめに

桐生市においては、市域面積の森林比率が約 72%と群馬県内トップクラスであるとともに、平地と中山間地域が混在しており、それぞれの地域によって多様な農林業が営まれている。一方で農業および林業共に後継者不足や新規就業者の減少が続いており、担い手不足によって適切な管理が行き届かず、田畑や山林の荒廃が大きな課題となっている。

農業においては旧桐生市や新里町、黒保根町といった地域ごとに農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取組を推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。特に、中山間地域では、有害鳥獣による被害の増加や、担い手不足及び農業従事者の高齢化に伴い遊休農地の増加が課題となっていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では稲作や露地・施設などの野菜栽培が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化を図ることや、スマート農業等の生産効率を向上させるための施策の推進が喫緊の課題である。

林業においては、小規模な森林所有者が多い構造に加え、材価や燃料費の高騰等により還元される収益が減少していること等から、森林所有者の経営は厳しい状況となっている。また、戦後に造林された人工林資源が成熟期を迎え、伐期に達した山林が多数あるが、急傾斜地や奥地などの条件が厳しい人工林では伐採や搬出コストがかさみ、主伐が進まないなどの現状があることから、高性能林業機械を用いた生産性の向上や人材確保等による生産体制の確立が課題である。

加えて、森林の整備やその担い手の育成、普及啓発、木材利用の促進等に係る費用に活用される森林環境譲与税について、桐生市ではその大半を基金に積み立てていることから、積極的な活用が望まれるところである。

農林業は桐生市を支える重要な産業であるとともに、農地や山林が適切に維持管理されることにより、住環境の向上や有害鳥獣被害防止、地球温暖化の防止、自然環境の維持・保全、治水等の防災効果などの多面的機能を有しており、市民生活に様々な恩恵をもたらしている。農林業の発展は農林業従事者のみならず市民全体の利益に繋がると言えることから、桐生市において適切な対応をしていくことが必要と考え、本委員会として視察等を通じた調査活動も踏まえながら協議を重ねてきた。

本市の農林業が継続的に維持・発展していくことを願い、本提言書がそれらを実現するための一助となれればと考えるものである。

令和6年9月25日

桐生市議会経済建設委員会

|      |         |
|------|---------|
| 委員長  | 久保田 裕 一 |
| 副委員長 | 小 島 強   |
| 委員   | 飯 島 英 規 |
| 委員   | 丹 羽 孝 志 |
| 委員   | 人 見 武 男 |
| 委員   | 岡 部 純 朗 |
| 委員   | 福 島 賢 一 |

## 政策提言事項（農林振興について）

### ○農業振興に関する提言

#### 1. 生産性の向上に関すること

農業分野での担い手の減少・高齢化の進行等による労働力不足を解決するためには、生産性の向上が喫緊の課題である。現在、先端技術を導入したスマート農業等の技術が急速に進展してきていることから、センサー技術やＩＣＴ技術、ロボット技術を活用したスマート農業等の導入により、生産性向上を目指す農家に向けた支援策の拡充に取り組むものとする。

#### 2. 農地の集約と後継者育成に関すること

桐生市の農業を担っている養豚や施設園芸では後継者も育成されてきているが、米麦や露地野菜中心の経営体は後継者が少なく、高齢化も進んでおり、土地利用型農業の振興は大きな課題となっている。継続的に農業地域を維持・発展させるためには遊休農地や離農する農家の農地を集積し、規模拡大と経営の効率化を図るほか、若手就農者や新規就農者、農業法人等の参入を促進し、担い手の確保を一層図っていく必要がある。就農希望者を獲得するための具体的な施策として、相談支援体制の確立や研修会の実施、農業インターンシップなどの受け入れ態勢の構築に取り組むものとする。

また、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、関係者が一体となって農地の集積・集約の推進に取り組む「実質化された人・農地プラン」に基づく地域計画の策定に向けて着実な進展を目指すとともに、管理が困難となった農地の担い手として地域の中心となる経営体（中心経営体）となる農業者の育成、及び法人化・6次産業化・規模拡大等の経営発展を図る意欲ある農業者の育成支援に取り組むものとする。

#### 3. 循環型農業と地産地消の推進について

桐生市では学校給食の残渣からできた肥料を使って市内で生産された農作物を、学校給食の食材として利用する地産地消の取組を開始している。これらの取組を一般家庭まで拡大し、桐生市全体としての循環型農業の確立による地産地消の推進とごみ減量に取り組むとともに、養豚が盛んな地域であることから、家畜ふん堆肥の活用も含めた循環型農業の推進についての調査・研究に取り組むものとする。

#### 4. 農村地域における交流人口の増加に関すること

農村地域や中山間地域では少子高齢化によりコミュニティの維持が難しい状況となっている。多面的機能の発揮において住民参加型を推進することによる交流人口の増加施策や、農村型地域運営組織（農村RMO）の導入等により、地域内の様々な関係主体が参画しながら、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する体制づくりを支援するものとする。

また、農村地域でのコミュニティビジネスの推進として、中山間地域における農村レストランや農家民泊の整備などの集落活性化に向けた支援策を通じ、自然や食などの地域資源を活用した農業・観光連携の推進に取り組むものとする。

### ○林業振興に対する提言

#### 1. 森林環境譲与税の積極的な活用について

森林の整備やその担い手の育成、普及啓発、木材利用の促進等に係る費用に活用される森林環境譲与税について、桐生市ではその大半を基金に積み立てており、積極的に活用されているとは言えない状況である。森林環境譲与税の原資は国民一人一人が負担する森林環境税であり、徴税の趣旨に合った適切な活用が重要となる。森林環境譲与税を計画的かつ効率的に活用するために、活用に向けた基本方針やガイドラインの策定などにより、桐生市が目指す望ましい森林の姿を市民の皆様にも明示することが急務と言える。具体的には建物の木質化に対する支援や、林業用の作業道整備、U・Iターンによる新規就業者支援、自伐林家への搬出支援、林業に関する技能講習、林業機械のレンタル、里山の間伐整備など様々な支援メニューへの活用が想定される。これらの取組に対して積極的に森林環境譲与税を活用するとともに、活用にあたっては事業の公表は勿論のこと、工事内容等をわかりやすく表示をするなど、市民一人一人に対して税の使い方を明確にするものとする。

#### 2. 担い手の確保・育成について

林業従事者の減少によって適切な管理が行き届かず、山林の荒廃が大きな課題となっている。林業の担い手の確保・育成策として、移住定住イベントでの林業のPRや就業相談の実施、地域おこし協力隊の活用、新たに林業に従事する方に対する生活費等の支援、森林組合等の林業事業体が行う人材育成に要する費用の助成などを通じて新規就業者の確保策を推進するとともに、その実施にあたっては森林環境譲与税の活用を考慮するものとする。

### 3. 生産性の向上について

林業においては、小規模な森林所有者が多い構造に加え、材価や燃料費の高騰等により還元される収益が減少していること等から、森林所有者の経営は厳しい状況となっている。また、急傾斜地や奥地などの条件が厳しい人工林では伐採や搬出コストがかさみ主伐が進まないなどの現状があることから、高性能林業機械を用いた生産性の向上や人材確保等による生産体制の確立が課題である。近年、ICTなどの新技術の開発も著しく進展していることから、森林・林業分野においても森林管理の基礎となる資源情報の高度化や、データやICTを活用した「スマート林業」などの新技術を積極的に活用することにより、森林管理や林業の効率化等を図ることが期待されている。これらを踏まえ、林業の生産性向上に資する器機等の導入に対して積極的な支援を行うとともに、その実施にあたっては森林環境譲与税の活用を考慮するものとする。

### 4. 森林環境整備について

森林は生物多様性の保全、地球温暖化の防止、自然環境の維持・保全、治水等の防災効果などの極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっている。これらの多面的機能の維持のためには、間伐等により適切な森林環境を保つ必要がある。間伐を行うことにより風害や山地災害に強く、水源涵養機能や土壌保全機能が高い森林を維持することに繋がるとともに、残った樹木が健全に成長することにより木材の価値も高まるなどの効果も見込まれ、林業において間伐の促進は重要な要素となっている。

以上のことから、間伐を促進するための費用助成や、作業に必要な林業用の作業道整備等に対して積極的に支援を行うとともに、その実施にあたっては森林環境譲与税の活用を考慮するものとする。

## ○農林振興に対する提言

### 1. 有害鳥獣対策について

桐生市内では鹿やイノシシ、熊等による農林業への被害が多発している他、養豚においては野生のイノシシを介した豚熱の感染が引き続き危惧されている。現状では鳥獣被害対策実施隊によるわな猟や見回り活動が実施されている他、有害鳥獣被害防止柵等の設置などによる防護策が実施されているが、有害鳥獣対策を担う狩猟者の育成や柵設置への補助対象の拡大など、更なる対策の促進が必要である。

また、桐生市内で捕獲された鹿やイノシシ等のジビエの食肉について、現在は東日本大震災による放射能汚染の影響で流通ができない状況が続いているが、群馬県内では高崎市内の民間加工場において全量検査によるジビエの加工が限

定的に開始されるなど、本格的な出荷解禁に向けた機運が醸成されつつある。残念ながら桐生市内にはジビエの加工ができる施設が存在しないが、出荷の解禁を見越して公設の加工場設置や民間の加工場の誘致を含めた可能性を検討する中で、命を無駄にすることなく活かしていくためのジビエの具体的な活用方法について調査・研究するものとする。

## 2. 農林畜産物及びジビエのブランド化について

桐生市においては、約 72%を占める山林と中山間地域、農村地域が混在しており、それぞれの地域によって多様な農林業が営まれている。中山間地域では良質な木材が産出されている他、山菜やきのこの採取、蜂蜜の生産なども盛んであり、将来的には有害鳥獣駆除により捕獲されたジビエを活用した食肉の流通も期待されている。

また、平地では稲作や露地・施設などの野菜栽培が盛んであるとともに、養豚も桐生市を代表する産業の一つとなっている。これらの農林畜産物について、首都圏を中心とする大消費地に効果的に情報発信を行うことともに、6次産業化への取組として新商品の開発や加工施設の整備などへの支援を促進することにより、農林畜産物を桐生市のブランドとして強力に発信し、ふるさと納税の拡大や貨客混載による鉄道での産品輸送など、新たな販路拡大策と合わせて、持続可能な産業構造へと転換を図るために、必要な支援策に取り組むものとする。